

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

9 情報公開条例の非公開情報との整合について

関係 条文	厚木市個人情報保護条例第 18 条、厚木市情報公開条例第 7 条 改正個人情報保護法第 78 条
相 違 点	現行条例で不開示情報としているが、改正法に規定されていない項目は、第 18 条第 3 号の個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの及び同条第 7 号の法令等の規定により、開示することができないとされている情報である。また、厚木市情報公開条例で非公開情報としているが、改正法に直接規定されていない項目は、第 7 条第 6 号の法令等の規定により、公にすることができないとされている情報である。 改正法では、情報公開条例の非公開情報のうち、改正法にはない事項については、新条例に定めることができることとされている。
改 正 条 例 に お い て の 方 向 性	現行条例の第 18 条第 3 号については、市が保有する個人情報については、市の事務事業を実施する上で必要な範囲で取得しており、個人の指導、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、診断等に著しい支障が生じるおそれがあるものは、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、改正法第 78 条第 1 項第 7 号の事務事業情報の不開示情報として取り扱うことが妥当である。 また、事務対応ガイドでは、改正法第 78 条第 1 項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものであり、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられるが、当該情報が改正法第 78 条第 1 項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があるとしている。現行条例や情報公開条例において規定している法令秘については、個々に改正法のいずれかの不開示情報への該当を判断することとし、改正条例に規定する必要性はないものと考えられる。 以上のことから、改正条例に規定する不開示情報は今のところないものと考えられる。

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

10 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る手数料について

関係 条文	厚木市個人情報保護条例 規定なし 改正個人情報保護法第 109 条、第 111 条、第 112 条、第 115 条、第 116 条、第 118 条、第 119 条、附則第 7 条
相 違 点	現行条例では、行政機関等匿名加工情報の規定はない。 改正法では、個人情報の利活用を促進するため、民間事業者からの提案に応じて行政機関等匿名加工情報を提供する制度が設けられ、新たな事業やサービスの創出につながることを期待されている。都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等については、附則第 7 条で経過措置が設けられており、当分の間、実施は任意とされている。また、提案事業者が納付する手数料については、政令で定める額を標準として条例で定めなければならない。
改 正 条 例 に お い て の 方 向 性	行政機関等匿名加工情報は、特定の個人を識別できないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報である。提案の募集対象となる個人情報ファイルの選定、提案を募集及び審査、適合した者は手数料を納付し契約締結、行政機関等の匿名加工情報の作成・提供を経て、利用目的の範囲で事業の用に供することができるものである。 提案事業は、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを審査する必要がある。また行政機関等匿名加工情報の作成には、特定の個人を識別できない加工や復元できない加工など安全管理措置を講ずる必要があり、提案募集制度の導入については、慎重に検討する必要があるため、改正条例には、提案募集に係る手数料は規定しないこととする。

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

11 口頭による開示請求について

関係 条文	厚木市個人情報保護条例第29条 改正個人情報保護法 規定なし
相 違 点	現行条例では、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、特例として口頭による開示の請求を認め、第22条に規定する開示の決定の手続を経ることなく速やかに当該個人情報を開示することができるものとしている。 改正法では、開示請求は第77条第1項により、書面で行うこととしており、口頭による開示請求は認められないとしている。
改正 条例 にお いて の 方 向 性	現行条例では、口頭により開示の請求ができる個人情報を定めたときは、定めた内容を現行条例施行規則第29条により告示するものしているが、現在、口頭開示請求として告示している個人情報はない。 改正法に口頭開示の規定はないが、事務対応ガイドにおいて、口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的のためであるとして、改正法第69条第1項の規定（法令に基づく場合を除き目的外の目的のための利用又は提供の制限）に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても改正法第69条第2項各号※のいずれかの要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能であると示している。そのため、改正条例に規定をしなくとも、必要性が出てきた場合は、対応できると考えられる。 ※改正法第69条第2項 ・ 本人同意があるとき又は本人に提供するとき ・ 業務に必要な限度で内部利用する場合で相当の理由があるとき ・ 他の行政機関への提供の場合は提供を受ける者が相当の理由があるとき ・ 統計の作成又は学術目的で本人の利益になるとき

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

12 責務規定について

関係 条文	厚木市個人情報保護条例第3条、第4条、第5条、第6条、第15条 改正個人情報保護法第5条、第23条、第66条、第67条
相 違 点	現行条例では、実施機関の責務、実施機関の職員等の責務、市民の責務及び受託者等の責務を規定している。個人情報の適切な取扱いや保護のほか、事業者の責務では個人情報の保護に関する市の施策に協力すること、市民の責務では、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないことや、自己情報の適正な管理に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力することを規定している。 改正法は、個人情報を保有・管理している者に対する規律であり、国及び地方自治体の責務や個人情報取扱事業者の義務を規定している。地方自治体には、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務が規定されたほか、個人情報取扱事業者及び地方自治体を含めた行政機関の長等に対し、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることが規定されている。
改正 条例 にお いて の 方 向 性	改正法では、市民の責務や市への協力を規定した事業者の責務はないが、地方公共団体が定める条例において、基本理念や事業者・市民の責務についての規定を設けることについては、改正法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられないとしている。 地方自治体が個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、実施していくには、市民や事業者が個人情報の保護の重要性を認識し、行動することが欠かせないものである。趣旨や目的規定との整合も図りながら、市民、事業者及び市が一体となって個人情報保護制度を運用していくために、改正条例にふさわしい責務を規定する。

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

13 死者の個人情報について

関係 条文	厚木市個人情報保護条例第16条、第31条
	改正個人情報保護法 規定なし
相 違 点	現行条例では、死者とある一定の身分関係にある者に限り、例外的に相続した財産、相続以外の原因により取得した権利義務、カルテ、介護等に関する当該死者を本人とする保有個人情報を開示請求できることを定めている。また、訂正又は利用停止についても、死者とある一定の身分関係にある者に限り、請求できることとし、やむを得ない理由がある場合は、相続人等の代理人による請求を可能としている。 改正法では、個人情報は生存する個人に関する情報としており、死者は含まれないとしているため、死者に関する情報については、開示請求の対象にならない。
改 正 条 例 に お い て の 方 向 性	現行条例では、死者の相続人は、相続した権利義務に関する個人情報について、未成年者である死者の個人情報は、法的に当該死者の親権者であった者自身の個人情報であると認められるものとして、死者の配偶者、子及び父母は、相続以外の原因により取得した慰謝料請求権、遺贈その他の権利義務に関する保有個人情報について、孫又は兄弟姉妹、死者の介護をしていた者は、当該死者のカルテ、レセプト等に関する保有個人情報及び当該死者の介護に関する保有個人情報については、その者自身の個人情報であるとして、開示請求をすることができるものとしている。利用又は停止請求についても、死者に関する個人情報が、開示請求をしようとする者自身の個人情報であると考えられ、又は社会通念上死者と密接な関係にあった者の情報と同視することができる場合において、認めている。 改正法では、死者に関する情報が同時にその遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人を本人とする開示請求の対象となるが、生存する個人に関する情報に該当するか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係などを個別に検討して判断する必要があるとしており、条例で特定の情報が該当する旨を定めることはできないものとしている。 現状では、死者の介護情報やレセプト等に関する保有個人情報などの開示請求がある。死者の情報が本人の個人情報と判断できるものは、改正法での対応とし、困難なケースについては、現行条例と同様の措置ができるよう対応する。

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

14 運用状況の公表について

関係 条文	厚木市個人情報保護条例第51条 改正個人情報保護法第165条
相 違 点	現行条例では、毎年、条例の運用状況を公表するものとしている。 改正法では、個人情報保護委員会が法律の施行状況について、地方自治体に報告を求め、毎年度、とりまとめた概要を公表するものとしている。個人情報保護委員会による改正法の施行状況の把握は、監視措置のうちの一つであり、広く国民等に明らかにして透明性を高め、法及びその運用に関して正確な理解を深めることは個人の権利利益の保護に資するものである。
改 正 条 例 に お い て の 方 向 性	現行では、条例の運用状況について公表することにより、市政に対する理解と信頼を深め、制度の公正な運用を図っているところである。地方自治体として行うべきことであり、条例の規定の有無により行うものではないが、個人情報保護制度の公正な運営を確保するとともに、制度が市民に身近なものとなるよう、市の姿勢を明確にするため、改正条例に規定していくことが望ましい。

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

15 規則で定める事項について

関係 条文	厚木市個人情報保護条例第30条
	改正個人情報保護法施行令第28条
相 違 点	現行条例では、写し等の送付に要する費用は、交付に要する費用として、開示請求者の負担としている。 改正法施行令では、写しの交付について、送付に要する費用は地方公共団体の規則で定める方法により納付することとしている。
改 正 条 例 施 行 規 則 に お い て の 方 向 性	現行では、写し等の送付に要する費用の額は、郵送料とし、切手による支払として運用している。 写し等の作成及び送付に要する費用は、秩序ある利用を図る観点等から、現行と同様に、請求者の負担とし、準備しやすい切手による支払として、規則に規定する。